

○住宅改修書類作成に関する注意事項

写 真 に つ い て

- ・ 施工前・施工後で見比べしやすいよう同じアングルで写真を撮ります。
日付入りの写真が必要です。
用紙（台紙）に施工前後の比較ができるように写真を貼付します。
- ・ 図面が必要です。（簡単なもので結構です。）
施工場所に色ペン等で印を付け、番号を振ってください。写真も同様です。
- ・ 手すり設置の場合は、その壁全景を入れるつもりで写真を撮ります。
必ず手すりの端から端まで入れてください。
概ね 1.8 ｍを超える手すりの場合は両方向から撮ります。
- ・ 段差解消の場合は、施工前に、施工場所に接するすべての段差を、スケールをあてて撮ります。施工後も同様に撮ります。段差が全くなかった場合は、その部分をアップで撮るなど、はっきり分かるような写真を撮ります。
- ・ 廊下など、床を嵩上げする場合は、段差だけでなく施工場所全体の写真が必要です。
- ・ 便器取替で、理由があり、居室から離れた和式トイレを取り壊し、居室付近に洋式トイレを新設する場合は、新たに施行する場所の写真のほか、和式トイレの「取り壊す前と取り壊し後」の写真が必要です。

お問い合わせ先

長寿いきがい課 介護保険係

電話 0883-22-2264